遺　　言　　書[[1]](#endnote-1)

遺言者甲は、次のとおり、遺言をする。

第１条　遺言者は、妻乙[[2]](#endnote-2)（昭和○○年〇月〇日生）に以下の財産を相続させる。

⑴土地[[3]](#endnote-3)

　所　　在　　○○市○○町○○丁目

　地　　番　　○番○

　地　　目　　宅地

　地　　積　　○○○．○○平方メートル

⑵建物

　所　　在　　○○市○○町○○丁目○○番地○○

　家屋番号　　○○番○○

　種　　類　　居宅

　構　　造　　○○造○階建

　床面積　　１階　　○○．○○平方メートル

　　　　　　　２階　　○○．○○平方メートル

⑶遺言者名義の預金債権[[4]](#endnote-4)

　○○銀行○○支店扱い　普通預金（口座番号○○○○○○〇）

　○○信託銀行○○支店扱い　普通預金（口座番号○○○○○○）

⑷その他本遺言書に記載のない遺言者の財産一切[[5]](#endnote-5)

第２条[[6]](#endnote-6)　万が一、遺言者より前に又は遺言者と同時に妻乙が死亡していた場合、遺言者は、前条記載の財産を長男丙（昭和○○年〇月〇日）に相続させる。

第３条[[7]](#endnote-7)　遺言者は、長男丙に対し、遺言者の有する株式会社○○（本店所在地○○代表取締役○○）の株式の全てを相続させる。

第４条　遺言者は、長女丁（昭和○○年〇月○日生）に対し、遺言者が有する以下の財産を相続させる。

⑴ゆうちょ銀行に対して有する遺言者名義の下記貯金債権

通常郵便貯金

記　号　　　○○○○○○

　番　号　　　○○○○○○○

　定額郵便貯金

　記　号　　　○○○○○○○

　番　号　　　○○○○○○○○

⑵株式[[8]](#endnote-8)

管　理　口　座　　　　　○○証券株式会社○○支店

口　座　番　号　　　　　○○○○○○

銘柄（コード）　　　　　○○○○株式会社普通株式

数　　　　　量　　　　　○○○○株

第５条　遺言者は、遺言者及び祖先の祭祀を主催すべき者として、長男丙を指定する。

第６条[[9]](#endnote-9)　遺言者は、本遺言の執行者として、以下の者を指定する。

東京都○○区○○町〇丁目〇番〇号

弁護士　戊

昭和○○年〇月〇日生

第７条[[10]](#endnote-10)　遺言執行者に対する報酬は、○○万円とする。

（付言事項）[[11]](#endnote-11)

第８条　遺言者は、妻乙が長年にわたり遺言者を支えてくれたこと、長男丙が事業の後継者として事業の発展及び相続財産の形成・維持に貢献してきたことから、妻乙と長男丙に上記のとおり相続させることとした。

長女丁には上記のとおり相続させるほか、すでに十分な生前贈与を行っているので、長女丁はこの趣旨を理解して、遺留分減殺請求をしないことを希望する。

平成○○年○○月○○日

住所[[12]](#endnote-12)

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

1. タイトルは必須ではありませんが、つけた方がいいでしょう。 [↑](#endnote-ref-1)
2. 続柄、名前のほか生年月日で特定するのが一般的です。 [↑](#endnote-ref-2)
3. 不動産については、登記簿謄本（登記事項証明書）の記載に従って特定します。 [↑](#endnote-ref-3)
4. 預金債権は、金融機関名、支店名、預金の種類、口座番号、口座名義で特定します。 [↑](#endnote-ref-4)
5. 遺言書作成後に新たに財産を取得する可能性があるので、念のためにこの条項を入れておくといいでしょう。 [↑](#endnote-ref-5)
6. いわゆる予備的遺言です。 [↑](#endnote-ref-6)
7. 事業の 後継者に株式の全てを相続させる条項です。 [↑](#endnote-ref-7)
8. 上場会社の株式は全て電子化されており、株券が発行されないので、サンプルのように特定します。 [↑](#endnote-ref-8)
9. 遺言執行者の指定です。弁護士のような専門職のほか、相続人の一人を指定することもできます。

例：第〇条　遺言者は、本遺言書の執行者として、長男丙を指定する。 [↑](#endnote-ref-9)
10. 民法1018条は「家庭裁判所は、相続財産の状況その他の事情によって遺言執行者の報酬を定めることができる。ただし、遺言者がその遺言に報酬を定めたときは、この限りでない」と定めています。

あらかじめ遺言執行者の候補者と協議して報酬を定めておいた方がいいでしょう。

報酬の定め方は、サンプルのように定額とするほか、

「遺言執行者に対する報酬は、遺言執行対象財産の○％とする」

「遺言執行者に対する報酬は、○○法律事務所の報酬規程による」

等とすることも考えられます。 [↑](#endnote-ref-10)
11. 遺言の動機を明らかにしたうえで、遺留分権利者に遺留分を行使しないよう求める付言事項です。 [↑](#endnote-ref-11)
12. 法律上は住所の記載は要求されていませんが、住所も書くのが一般的です。

また、遺言書が複数枚になる場合は、契印を押しましょう。 [↑](#endnote-ref-12)